

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 関根 敏伸

- 1 日時
平成 22 年 9 月 24 日（金曜日）
午後 1 時 15 分開会、午後 1 時 37 分散会
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、
小野共委員、千葉伝委員、下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤原担当書記、米内担当書記、藤澤併任書記、八重樫併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策地域部
加藤政策地域部長、工藤政策地域部副部长兼政策推進室長、
佐々木市町村課総括課長
 - (2) 人事委員会事務局
熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
ア 議案第 32 号 公平委員会の事務の受託の協議に関し議決を求めることについて
- 9 議事の内容
○関根敏信委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。
それでは、議案の審査を行います。議案第 32 号公平委員会の事務の受託の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。
○佐々木市町村課総括課長 議案第 32 号公平委員会の事務の受託の協議に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の52ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております議案第32号関係の資料により御説明いたします。

1の提案の趣旨ですが、平成22年10月1日設置予定の雫石・滝沢環境組合の公平委員会の事務を県が受託することについて、規約を定めて同組合と協議するため議決を求めるものでございます。資料下段の参考1のとおり、地方公務員法の規定により地方公共団体の組合は、公平委員会をみずから設置するか、またはその事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することとされております。なお、公平委員会の事務の主な内容は、参考2のとおり、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査判定や職員に対する不利益処分に係る不服申し立てに対する採決決定などとなっております。

2の議案の内容ですが、本年8月2日に雫石・滝沢環境組合の構成町村から県に公平委員会の事務を委託したい旨の申し出がありましたことから、規約を定めて公平委員会の事務を同組合から受託しようとするものであります。規約の主な内容としては、委託事務の管理及び執行に要する経費は同組合が負担することとし、この規約の施行日は組合の設置期日である本年10月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○千葉伝委員 中身についてはわかりました。今回の雫石・滝沢の各組合が公平委員会をつくると、こういうことですが、県内に同じような例があるかどうか確認いたします。

○佐々木市町村課総括課長 現在、県の人事委員会において、県内の市町村及び一部事務組合等からこの公平事務の委託を受けておる事例は、現時点で57団体ございます。単独で公平委員会を設置しておりますのは、盛岡市及び盛岡地区衛生処理組合、それから盛岡地区広域行政事務組合の二つの組合でございます。それ以外につきましては、各市町村一部事務組合、広域連合が県の人事委員会に対して公平委員会事務を委託しております。

○阿部富雄委員 参考に書いてありますように、人口15万人以上の市では人事委員会または公平委員会の設置、それ以外の15万人未満の市町村及び公共団体の組合は公平委員会を設置しなければならないというふうに地方公務員法第7条では規定されているわけでありましてけれども、県内にその公平委員会が盛岡を除いて設置されていないという理由はどういうことなのでしょう。

○佐々木市町村課総括課長 地方公務員法第7条第2項、第3項におきまして、15万人以上の市町村につきましては人事委員会または公平委員会を置く、そして15万人未満の市町村の組合については公平委員会を設置するということになってございますが、同じ地方公務員法第7条第4項におきまして、この事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができるという規定がございます。県の人事委員会にこの事務を委託している市町村あるいは組合につきましては、それぞれのお考えに基づき議決を経た上で行っているものであります。その人事行政に係る高度で専門的な知識等が必要だということから、地方行政の簡素化、効率化と申しますか、各団体でそういう委員

会を置くことよりも県の人事委員会に委託したほうがより効率的に事務が行えるという観点から、県の人事委員会に対して委託の申し出があり、それで県は実際に受託しているものだというふうに承知しております。

○阿部富雄委員 では、その地方公務員法第7条第4項ではこういう規定ですよね。公平委員会を置く地方公共団体はというふうになっていますね。この文章を読む範囲では、公平委員会を置かなければならない。置いているところが議会の議決を経て定める規約により公平委員会事務を他の公共団体がやっているところに委託できると、こういう解釈ではないのでしょうか。

○佐々木市町村課総括課長 地方公務員法第7条の第2項及び第3項におきましては、それぞれ市町村なり組合が条例で公平委員会を置くものとするという書き方でございます。そして、この置く場合において、地方公共団体はその他の地方公共団体の人事委員会に委託して処理させることができるというふうなものだというふうに理解しております。

○阿部富雄委員 これ以上法律の解釈やってもちょっとあれですから、ただ変な法律だなと思って、この条項を読む範囲では、公平委員会を置くでしょう。だから、本来は置かなければならないというふうに解釈すべきものかなというふうに、単純に私は疑問を感じたところであります。

そこで、盛岡市、盛岡地区衛生処理組合、盛岡地区広域行政事務組合は公平委員会を設置しているということですが、そうすると県内の残る市町村、それから地方公共団体の組合というのは幾らあるのか、それからそれぞれの委託されている団体からの審査案件というのはどの程度出ているのでしょうか。

○佐々木市町村課総括課長 県内の市町村は現時点で34団体、それから一部事務組合等、これは広域連合も含みでございまして、26団体でございます。それから、措置要求及び不服申し立て等の状況でございますが、私どものほうでお聞きしているのでは、昨年度の平成21年度は措置要求が8件、苦情相談が1件、その前の年、平成20年度は不服申し立て9件、苦情相談4件というふうに聞いております。

○阿部富雄委員 問題は、県の人事委員会が57団体から公平委員会の事務を受託するということによって、かなりの数ですよ、57という。果たしてこれがスムーズに運営されて、職員の利益を損なわないように行われるかというそういう心配を私はするわけです。たしか当時の自治省今は総務省ですか、当時の自治省が人事委員会に委託するよりは共同設置をしたほうがいいよと。共同設置といってもその際は郡単位のブロックでやりなさいよと、こういうふうなたしか指導もしていたと思いますし、それから共同設置の場合も比較的小規模のものでやって運営は行うべきだと、こういうふうな考え方も示していたのです。一県の人事委員会だけで57団体すべて見るというのは、やはりいかなものかなというふうに思うのです。例えば市町村合併かなり進みましたから、郡単位ということにはならないにしても広域振興局体制だとかそういう中でむしろ共同設置を働きかけたほうが私はよいのではないかなというふうに思うわけですが、その点についてはどのようにお考えさ

れているのですか。

○及川職員課総括課長 市町村からの事務受託をしているわけですが、それについての事務局の仕事への影響ですけれども、大きく委託されている内容としまして、先ほど市町村課のほうからも説明ありましたけれども、措置要求、あとは不服申し立て、あと苦情相談というふうにあります、そのほかに管理職員の規定、あと職員団体の登録という大きくこの五つが仕事になります。

それで、まず措置要求は、先ほど8件とありましたが、いずれも共通する事案ということで、判定ベースでは1件ということで処理しておりますし、あと不服申し立ては大体年によって、若干でこぼこありますが、年度通して1件から2件という割合になっております。それで、これそのものは、いわゆる件数的に審査期間が大体半年から1年ぐらいかけて裁決するということで通常の事務局の仕事の中でやっておるという状況にあります。あと苦情相談は市町村職員だけでなく、同じように県の職員からも受け付けておまして、これも本来業務の中で処理しているということでもあります。あと管理職員の指定、職員団体の登録。管理職の指定につきましては、年度当初に各市町村から内申をまとめてもらいまして、それについて当方で審査して一括して指定するという形で年度当初に事務処理しているという状況になります。あと職員団体は、これはそれぞれの団体、一番多いのは役員が改選されたということで、これはそれぞれの職員団体の改選時期にあわせて届出がくるということで、これもその都度処理してということで、現状においては事務局の業務に大きく支障があるというような状況にはなっておりません。

○佐々木市町村課総括課長 この公平委員会業務につきまして、県の人事委員会への委託というやり方ではなく、共同設置というやり方もあるのではないかというご指摘でございます。確かに各地方公共団体、組合含めてでございますが、共同処理あるいは広域連携のあり方として、そういった共同設置、機関等の委員会等の共同設置という手法もございます。また、一方で事務の委託というものにつきまして地方自治法上認められている制度もございます。この中でどういうやり方を選ぶかということにつきましては、各自治体、団体において主体的に判断なされることかというふうに考えてございます。

○阿部富雄委員 そこで、先ほど公平委員会の仕事の中で勤務条件に関する措置については8件出されて、これは同じような中身だから1件にまとめて審査をしたと、こういうふうなお話だったのですけれども、果たしてそういう審査のあり方も私はどうかなというふうに思うのです。それぞれみんな状況が違う、条件が違う自治体の中で出されてきているものをまとめて、8件同じような内容であるから審査するという、そういうこと自体が公平といえますか、一つの人事委員会ですべてを扱うというところの不合理さが出てきているのではないかなというふうにも感じるわけでありまして。それは私の感じですから、それはもういいです。

ただ、委託するとか共同処理するという中身は、先ほど説明ありましたように組織の簡素化、合理化だと、それはそれで十分理解できるわけですが、ただここでもお話しされ

ていますけれども、費用の負担のあり方ですね。費用の負担のあり方は、実際はどのようなのでしょうか、例えば委員の報酬だとか、事務の補助職員の人件費といいますか、そういう経常経費ですか、これは職員割あるいは団体割、均等割だとかいろんな方法でやっていると思うのですけれども、県の人事委員会の場合はどのような方法を採用されているのか。それから公平委員会の審査の中身ですけれども、これは先ほどもありましたけれども、8件も出てきて1つの中身でやったとなると、一体どういうふうな分け方するのだからということもあるわけですね。その辺についてはどういうふうな費用分担をやっていらっしゃるのですか。

○及川職員課総括課長 公平事務に関する経費についてどういう形で算定するかという話ですが、大きく分けまして経常費とあと審査経費というふうに分けております。それで、経常費の中で、またさらに内訳がありまして一般経常費ということで、一つは均等割ということで1団体当たり1万円という形で負担いただいております。

あともう一つ、職員数割ということで、市町村の職員数で割る方法で、それを均等割とあわせて一般経常経費として240万円、これを均等割、あと職員数割ということで徴収することにしております。

あともう一つ、審査負担金ということで、これは実際案件が出てきた場合、最初お話しがありました、措置要求と不服申し立て、これがありました場合は、それは1件について20万円ということになっていただいております。あとそのほかに審査経費ということで、これは実費ですが、実際事務に係る消耗品費だとか、あと通信費ということで、具体的にはコピー用紙や料金とか、あるいは電話代とか、郵便料金こういうものも実費でいただいております。

あともう一つお尋ねの措置要求がなぜ8件を1件で判定しているかという話ですが、これは要求者はそれぞれ個人という場合でも、いわゆる中身が共通といいますか、その場合は併合してやることによって、いわゆる相手方に立っても公平、迅速に処理できるという場合は併合してやるというようなことができまして、今回の場合はそのような形で処理して、判定したというような内容になります。

○高橋昌造委員 私は確認と、それから参考のためにちょっとお聞きさせていただきます。

まず一つは、10月1日の設置ということですので、管理者、また議会構成ですね、事務組合はできてないと思うのですが、それで受委託ですので、委託はこの人事委員会で受けるわけですが、お願いする委託はどなたの名前で出されているのか、まずその事務手続の内容がどのようになっているのかひとつお聞きしたい。

それから、雫石・滝沢環境組合ということで、私どもとすれば一応参考のためにどういう共同処理事務をするのか、議会構成とか、執行組織がどうなのか、例えば議論になっております公平事務委託は条例設置なのか、それとも規約の中にうたっているのか、その辺のところを、もし何を根拠で受委託の手続が進められるのかということの確認をさせていただきます。

○佐々木市町村課総括課長 今回の受委託についての根拠及び日程的なことということでございます。

まず、今回県議会のほうにこの議案を提出しておりますのは、委員御指摘のとおり、あくまで組合の設置は10月1日ということではございますが、この受委託に当たって、あらかじめこの規約を定めて協議するということについて県議会の御承認をいただくという必要がございます。今回はこの雫石・滝沢環境組合につきましては、構成団体が雫石町と滝沢村の2町村でございます。この構成団体2町村の長から、この組合を設置した際には、公平委員会の事務を県に委託したいという申し出を受けておるものでございます。それに基づいて、今回県議会のほうにこの議決を求めることについての議案を提出したというものであります。具体的には10月1日に組合が正式に成立設置になりました後に、組合のほうから正式に県に対する受託の申し出、協議がございまして、それについて県のほうで内部決裁を取り、協議を受けるということについての手続をするというものであります。

それから、雫石・滝沢環境組合の概要についてでございますが、構成団体は先ほど申し上げましたとおり2町村でございます。組合の管理者は滝沢村長、職員体制として、10月1日からは2人、そして来年の4月からは6名という専任の職員を置きまして、処理すべき内容につきましては、共同処理事務については一般廃棄物を処理するための施設の管理運営に関する事、そのほか一般廃棄物処理計画の策定及びそれに基づく一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する事並びにこれに附随する事務等ということを経営として行う組合でございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の審査を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。